

## 境界トラブル!

できれば、その前に……

- 私の土地に、断りもなく物を置かれてしまった。  
あるいは、勝手に塀を作られてしまった。
  - 私の土地に生えている木を切られてしまった。
  - 私の土地を勝手に削られてしまった。
  - 私の土地に勝手に土砂を入れられてしまった。
- などなど……このような境界トラブルの多くは、境界が明確でないためにおこるものです。隣家といつまでも良い関係を保つためにも、トラブルになる前に、土地家屋調査士に依頼して、事前に境界をしっかりと明確にすることをおすすめします。

## 裁判に頼る、その前に……

もしも、トラブルになった時は、お気軽に「静岡境界紛争解決センター」にご相談ください。当センターは、当事者の話し合いがうまくいかない場合に、「ADR認定土地家屋調査士」と「弁護士」が協働して紛争解決の調停をスムーズにすすめ、裁判によらない問題の解決を目指して、お手伝いいたします。



土地の境界問題は

# 静岡境界紛争解決センターへ ご相談ください。



認定番号 第78号  
平成22年9月15日法務大臣認証取得

## 「静岡境界紛争解決センター」とは?

静岡境界紛争解決センターは、「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR法)に基づいた国の認証機関で、「ADR認定土地家屋調査士」と「弁護士」が協働で、裁判によらない紛争解決をサポートしています。

## 「ADR認定土地家屋調査士」とは?

土地家屋調査士法第3条2項に規定された、特別研修を受講し、必要な能力を有すると認定された者であって、土地の境界が明らかでないことを原因とする紛争の解決手続代理関係業務ができると法務大臣が認定した土地家屋調査士をいいます。

### 土地の境界に関する専門家「土地家屋調査士」

#### 「土地家屋調査士」の業務ご案内

- 境界確認の調査測量
- 一筆の土地を数筆に分ける時(分筆登記)
- 農地などを造成して宅地に変更した時(地目変更登記)
- 公簿と実際の面積が違う時(地積更正登記)
- 建物を新築した時(表題登記)
- 建物を増築した時(表題変更登記)
- 建物を取り壊した時(滅失登記)



広報キャラクター  
「地識くん」

## 静岡県土地家屋調査士会



## 静岡境界紛争解決センター

静岡県静岡市駿河区曲金六丁目16番10号  
(静岡県土地家屋調査士会館内)

TEL.054-282-0910  
ホームページアドレス <http://www.shizuoka-chosashi.or.jp/>

# 土地の境界問題 笑顔で解決!

お隣さんとは、いつもイイ関係でいたいよね。



かいけつサポート

認証紛争解決サービス

認定番号 第78号

平成22年9月15日法務大臣認証取得

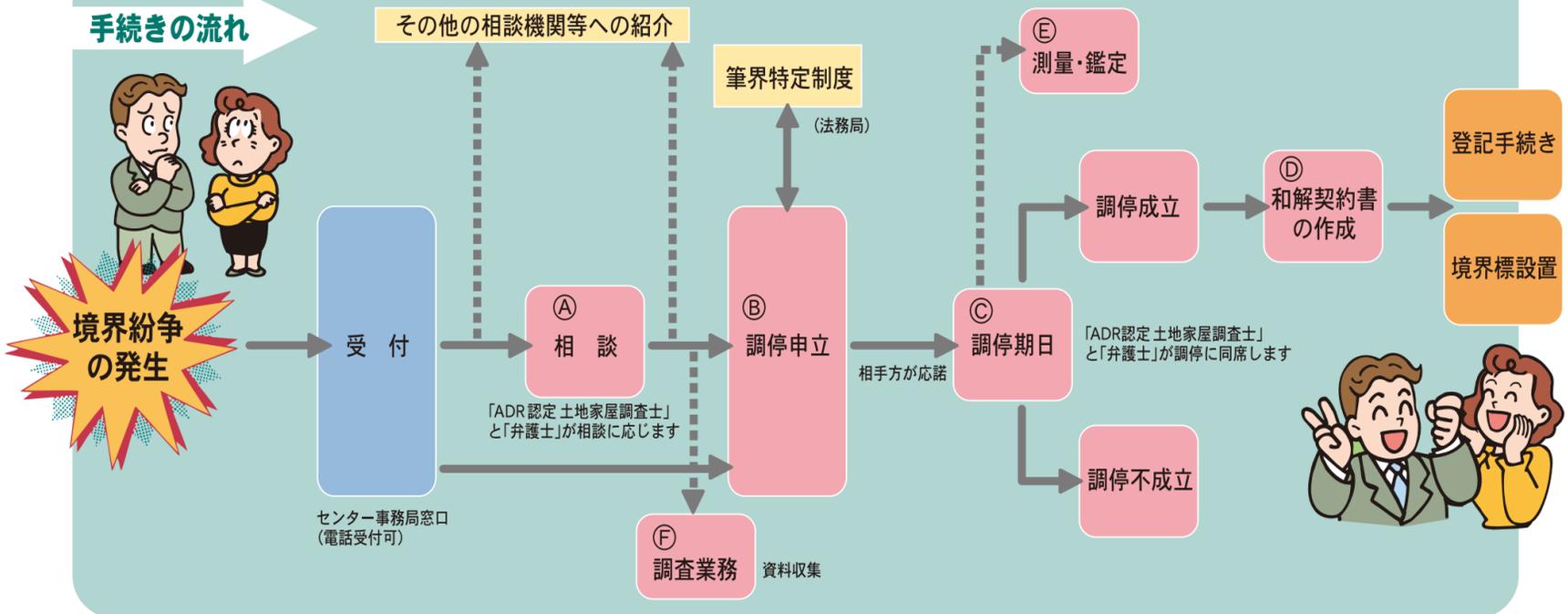
## 静岡境界紛争解決センター

裁判によらない境界問題の紛争解決を図る

## 「静岡境界紛争解決センター」

「ADR認定土地家屋調査士」と「弁護士」が、話し合いから解決までお手伝いします。

### 手続きの流れ



### ●和解契約書作成までの費用 (金額はすべて税抜)

項目	内容	金額	備考
相談	相談手数料 (1回の相談は1時間以内)	20,000円	①
	申立手数料 (申立人負担)	50,000円	②
調停	期日手数料 (1期日ごと 原則として双方で負担)	20,000円	③
	成立手数料 (原則として双方で負担)	140,000円	④
補助業務	測量・鑑定費用 (原則として双方で負担)	必要に応じて随時見積	⑤
	調査費用 (原則として双方で負担)	必要に応じて随時見積	⑥

### ●和解契約書作成後の費用

- 下記の費用が発生する場合があります。  
(原則として双方で負担、負担割合は合意による)
- ・境界標設置費用
  - ・登記手続費用
  - ・登録免許税、印紙税
  - ・和解の内容を履行するための諸費用